

平成 26 年度山形県環境審議会第 2 回自然環境部会 議事録

1 日時 平成 27 年 3 月 20 日（金）午後 1 時 30 分～午後 4 時

2 場所 山形県自治会館 401 会議室

3 出席者等（敬称略）

（1）出席委員及び特別委員

（委員）幸丸政明、武田啓之、野堀嘉裕、林田光祐、早野由美恵、東 玲子、
三浦秀一、横山 潤（阿部武志、佐藤景一郎、長谷川公一、渡辺理絵）
※（ ）委員は欠席

（特別委員）東北農政局生産部長 佐野資郎（代理：生産局次長 吉田 豊）
東北森林管理局長 飛田龍一（代理：山形森林管理署長 高野憲一）
東北経済産業局長 守本憲弘（代理：環境・リサイクル課長中井孝明）
東北地方整備局長 縄田 正（代理：環境調整官 高橋弘典）
東北地方環境事務所長 坂川 勉（代理：野生生物課長 伊藤勇三）

（2）事務局

環境エネルギー部みどり自然課長	佐藤仁喜弥
課長補佐（自然環境担当）	齋藤 真朗
課長補佐（環境影響評価温泉保全担当）	福島 弘幸
自然環境保全専門員	加藤 雄祐
自然環境主査	伊藤 志津
環境影響評価主査兼温泉保全係長	大高 岳史
主事	櫻井 誠司
庄内総合支庁保健福祉環境部環境課	
課長補佐（環境企画・自然環境）	長澤 利博

4 議 事

（1）開 会

（2）課長挨拶

佐藤みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

（3）部会の成立

委員総数 17 名のうち 13 名が出席しており、山形県環境審議会条例第 6 条第 7 項で準用する第 4 条第 3 項の規定により、定足数に達していることが報告された。

（4）議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に早野委員と横山委員が指名された。

（5）審議事項 1 鳥獣保護法改正に伴う第 11 次鳥獣保護事業計画の変更について

（6）審議事項 2 鳥獣保護法改正に伴うツキノワグマ及びニホンザルに関する管理計画の策定について

（審議事項 1， 2 議事録略）

(7) 説明事項 西遊佐風力発電事業環境影響評価準備書について

事務局：資料に基づき、手続きの流れ、事前の各委員意見について説明

幸丸部会長：事前に委員の皆様から提出いただいた意見等について、事務局から説明があったが、その他に御意見等があればお願いします。

横山委員：以前に別の委員会（山形県環境影響評価審査会）で指摘したことに関連するが、県のレッドデータブックに希少な植物群落として掲載されているものについて、その改変面積が極めて少ないので大きな影響はないだろうということだが、砂丘の自然植生として非常に重要なものと考えられるハマナス群落の改変が大きいことが記載され、1号機はハマナス群落を潰して風車を建てる計画になっている。ここが国定公園の特別地域であることに配慮が欠けているのではないかという印象を強く受ける。一般的なアセスメント調査を行い、希少種や文献に出てくる重要な生物や群集などに影響はない、あるいは景観への影響が小さいといえればいだろうというような形で準備書がまとめられている。ここが自然公園であることに対する配慮というか、価値に対する敬意が感じられないような内容になっているという印象を強く受ける。付属資料の国立・国定公園内における風力発電施設の技術的ガイドライン検討報告書について、こういう内容だけを検討すればいいということであれば、環境省に対して不信感を持ってしまう。要するに景観のことだけ考えればいいというような内容で、風力発電施設が目立たなければいいということであれば、何でもいいということになってしまうと思う。その辺について、個人的に不信感をもってしまう。

幸丸部会長：環境省に向けられている意見もあると思うが、環境省でコメントはあるか。

伊藤委員代理：国立・国定公園内における風力発電施設の技術的ガイドラインが、すべてと考えているわけではない。各自然公園の管理方針をまとめた、鳥海国定公園の管理計画を見たことがないので、ここの特別地域をどういう位置づけにしているのか不明である。危惧しているのは、第3種特別地域というところで、農林水産業などに関係する工作物のレベルではない大きな開発を、このまま認めるべきなのかということに疑問を感じている。国定公園は何のために指定しているのかということからも、見つめ直す視点もあると思っている。国定公園の第3種特別地域で認めることになると、今後何が起きていくのかというと、どんどん開発が進み、色んなところに波及し、その波及した先に見えるのは、更に開発がなされ、国定公園の資質がもう失われてしまったということに行きついてしまうのではないかと思う。そうすると、自然公園の区域からの削除や、普通地域への格下げなど、そのようなことにつながるのではないかと思う。国定公園内の大規模な開発については、先のことを見据えていただき、判断していただく必要があると考えている。

幸丸部会長：横山委員の意見にもあったが、この準備書や事業者の対応は、ひと昔前のアセスメントのようで、調査を実施し、影響はないとするような印象である。技術的ガイドライン検討報告書資料について、国定公園の保護規制計画の凡例で「普通地域」を「第4種特別地域」と記載しているなど、事業者は自然

公園に対する認識や理解がなされていないのではないかと感じる。色々な図書の凡例も風車の位置しか記載がないなど、ある意味で不誠実なアセスメント準備書という感じがする。

環境省にひとつ確認したいが、国定公園については、知事の専権事項という理解でいいか。

伊藤委員代理：知事の専権事項であるが、50メートルを超えるような大きな工作物の設置については、環境大臣への協議が必要となる。協議があったとしても、最終的な判断は知事が行うことになる。

幸丸部会長：わかりました。この準備書の眺望についての記載は、眺望の方向が海の方を向いている。本来は、眺望地点から風力発電を見るということではないかと思うが、この辺もどうなのかなと思う。

また、最近の自然公園の事例で、旅館やホテルなどを整備する公園事業について、事業がうまくいかなくなり事業者が放置してしまい、廃屋のようになり、景観上非常に問題になっている例がある。環境影響評価とは別の観点であるが、エネルギー政策の中で風力発電については、持続的なものになるのかどうか、事業者が安定した経営基盤を持っているのかなど、その辺のことも考えていかないと、禍根を残すのではないかと思う。県の高所から考えていただくことと思うが、こういうことも意見として申し上げておきたい。

林田委員：事前に提出した意見、質問についての考え方について確認したい。断面図には切土、盛土についての記載があるが、平面図には記載がなく、この質問に対する事務局の見解が記載されている。詳細設計の前の段階で横断図には施工箇所のための代表的な断面を表示してあり、平面図には記載されていないとあるが、計画はまだ決まっていない状況なのか。決まっていれば環境影響評価ができるのかということになるが、どうやって影響を評価するのか見解を伺いたい。

事務局：一般的にアセスメントをする際は、詳細設計までは求めていない。それでもやはり切土、盛土の状態を見る必要がある。現場で風車を組み立てるため、どれぐらいの広さが確保できるのかなどについて主要な断面は測量するよう依頼している。どれぐらいの切土、盛土ができるのか、残土はどうするのかを表さないと、植生がどれぐらい潰れるのかというのがわからないので表示してもらっている。詳細な設計は、3つか4つの断面がないと立体的には表示できないが、現段階ではそれがいいということである。地形的に傾斜がきつい場所ではないので、詳細設計で断面を追加しても、そんなに大きくは変わらないと考えている。実際のアセスメントにおいては、設置場所のずれについて、アセスをやり直さなくてもいい範囲の基準があり、その範囲内での設計になると考えている。自然公園の許可申請をする際には、詳細な設計がなされるので、その時にチェックができると考えている。

林田委員：建設場所がずれる場合もあるのは納得しているが、切土、盛土はあると思うので、断面図には切土、盛土が記載され、平面図に記載されていないのはおかしいと思う。

事務局：3つ程度断面図があると、どこで切土、盛土があるかはわかるので、平面には切土、盛土の範囲は出てくるが、断面がひとつしかない切土、盛土の範囲を表示するのは難しいと考えている。

林田委員：切土、盛土が発生するのであれば、平面図のどこかに表示しておくべきと思う。横山委員の指摘にもあるが、重要な植物群落を切土、盛土したりするようなものであれば、影響がないとはいえないと思う。

幸丸部会長：環境省東北地方環境事務所から提出されている質問で、鳥類の飛翔調査の縮尺に関し指摘があり、縮尺を誤って記載したとのことであるが正確な縮尺はどうか。

事務局：事業者を確認したが、正確には10万分の1で作成するところを間違えて作成したということである。調査はしているので、修正のうえ評価書に記載されることになると思う。

幸丸部会長：鳥類の場合は、風力発電のような高い施設に衝突することが問題になる。日本海側の移動経路であれば、北から来る冬鳥の飛来があり、資料の中にはコハクチョウなどの記載もあるので、衝突の可能性なども含め正確な記載が必要と思う。

この図面の修正は評価書に反映され、提出されるのか。また、林田委員からの意見にあった事項を含め、環境影響評価審査会に部会意見などとして提出させていただき、そこで審査されるようなことになるのか。

事務局：4月に環境影響評価審査会を予定しており、自然環境部会でいただいた意見も合わせて審議をいただくこととしている。審議会、審査会からいただいた意見を事業者にお伝えし、必要なものは準備書を修正し、評価すべきものは追加するということになる。

幸丸部会長：環境影響評価審査会の結果を受けて、自然公園法に基づき環境省との協議を行い、最終的に国定公園の管理者として知事が判断する手順になるのか。

事務局：先ほど説明したのは、環境影響アセスメントの段階までであり、環境影響評価の評価書ができた段階で、自然公園関係の手続きを開始することになる。評価書がまとまった後で、事業者からは評価書とともに自然公園法に基づく申請書が提出される。それから自然環境部会の意見を聴いたうえで、自然公園法に基づく環境省との協議を行い、回答を受けて、最終的に県で許可の可否を判断するという手順になると考えている。

幸丸部会長：環境影響評価の段階から意見を聴くということで進められているが、こういう場面での意見が流されている感じがしており、十分配慮してほしいと思う。自然公園の管理主体としての県、環境省であり、その辺を幅広く大人の目で判断してほしいと思う。前にも部会長として色々意見しているが、立地する場所の価値などについて、環境影響評価審査会の方でも判断基準がないということで御苦勞されているようであり、その辺も含めて配慮いただければと思う。

林田委員：私が提出した生態系に関する事前意見について、環境影響評価の評価項目として生態系があり、これについて、どこの調査会社も種の選定に苦勞してい

ると聞いている。生態系に影響するかどうかを表記するのは難しいが、この準備書の種の選定に問題があるように思う。生態系というのは、ここの海岸地域の生態系にどういう特定の種があって、生態系全体にどう影響しているのかということの評価しなければならない。この準備書では、上位種の典型種としてキツネとタヌキをあげている。行動圏が広く、生態系の上位にあるためであるが、タヌキは海岸周辺だけでなく色々なところに生息する。海岸特有の種として評価するのに適切な種ではなく、選び方に問題があると思う。準備書に選定の考え方の記載があるが、その生態系に特に重要な種、いなくなると問題になるような種、その生態系に特有な種などを選んだ方がいいと思う。これは意見であり、この部分については、再度検討するよう事業者を指導していただければと思う。

幸丸部会長：方法書の段階でも、この場所の生態系を代表する種をあげるよう意見していたとは思いますが、準備書での段階でもこうした意見は尊重していただきたいと思う。

伊藤委員代理：確認したいことがある。山形県内の国定公園の中では、風力発電施設について今回の計画が初めてか、それとも以前に国定公園の中で設置されたことがあるのか。

事務局：今回の計画が初めてである。

伊藤委員代理：準備書の国定公園区域の資料では、既存の風車が公園内に入っている。図面が間違っているということではないか。

事務局：既存の7基の風車については公園区域外であり、国定公園の区域線の表記が間違っているので修正を指導する。

伊藤委員代理：今回、山形県の国定公園区域内では初めての事例になると思うので、特に慎重に取り扱っていただきたいと思っている。

幸丸部会長：風力発電については新たに建ってしまうと、どんどん広がる危険性があり、そういう事業であるということを十分に認識してほしい。気になるのは、庄内海浜県立自然公園には公園計画がなく、そうした場所へ波及してしまうと思うので、自然公園を管理する立場から十分な配慮をお願いしたい。

早野委員：昨年イタリアに行ったが、イタリアも風力発電を推進している国であり、バスで数十分間の道路の沿線上、至るところに風力発電施設が建っていた。イタリアでは、目に入るところにすべて風力発電があり、委員の方もそういう状況になってしまうのではないかと気にされていると思う。電力を自然の中から作るのはいまのようがないという意見もあるが、やはりこのようになってしまつては懸念されるものになると思う。

3基の風力発電施設についてどのように見えるのかフォトモンタージュを作成している。眺望点があって景観があるが、眺望点について文字で列記されており、どこから見てどの方向なのかこの資料ではわからないため、その辺を整理してほしい。

また、既存の風車の高さを確認していないが、写真に入れると本当にこの高さで見えるのかという疑問があるので、正確に記載してほしい。

関連する資料の記載場所が離れすぎており、わかりやすいものにしてほしい。

事務局：眺望点は準備書の調査計画に図面の添付があるが、御指摘の写真方向については記載がないので、記載しないとわかりにくいということがある。

フォトモンタージュで設置予定の3基の風車を記載しているが、既設の風車の大きさと比べて、そんなにおかしい記載ではないと考えている。

幸丸部会長：エネルギーの創出と景観は、トレードオフの関係と思う。本当に地域に寄与するような計画となるように考えるべきと思うが、色んな問題を含んでおり、環境影響評価という話になると限界を感じる。自然環境部会での意見を環境影響評価審査会に付託し、さらに審議をお願いしたいと思う。

委員の皆様のお意見をまとめますが、内容については、私に御一任いただき、まとめた内容については、委員の皆様にも送付等したいと思います。

(異議なし)

他になればこれで議事を終了します。

事務局：幸丸部会長、各委員に御礼を述べる。

環境審議会の委員の任期であります、4月30日をもって終了します。

このため、今回の自然環境部会が現任期中の最後の部会になります。この2年間大変ありがとうございました。今後とも、生物多様性、自然環境、野生鳥獣の保護管理等について御意見をいただければと思うのでよろしく願いしたいと思います。次期委員の委嘱作業を進めていくが、引き続き委員をお願いさせていただく場合もあるかと思うのでよろしく申し上げます。ありがとうございました。